

- ・ 交付申請前に柳川市と事前協議が必要です。
- ・ 工事請負契約する前に交付申請を行い、交付決定を受けて下さい。交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

ブロック塀等撤去費補助金 補助金交付手続きフロー

| | | |
|--------|--|-------------------------|
| 申請者 | | 市 |
| ● 事前協議 |  | ● 現地調査等 補助の対象となるかを判断 |

| | | |
|---|--|--|
| ● 交付申請 |  | ● 書類審査等 |
| 添付書類 ① 補助金交付申請書（様式第2号） ② 位置図 ③ 工事の概要がわかる図面 （撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲） ④ 撤去後の診断カルテの改善計画（70点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ 工事前の全景写真 ⑥ 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む） ⑦ 市税の滞納がない事の証明書 ⑧ 誓約書 ⑨ その他市長が必要と認めるもの | | |
| ● 交付決定通知書 受理 |  | ● 交付決定 |
|  | | 補助金交付決定通知書 （一部撤去の場合） 必要に応じて現地検査等 |
| ● ブロック塀等撤去 工事請負契約 | | |
|  | | |
| ● 工事完了 | | |
|  | | |
| ● 完了実績報告 |  | ● 現地検査等 |
| 添付書類 ① 完了実績報告書（様式第8号） ② 工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む） 及び領収書の写し ③ 工事前後の全景写真 ④ 診断カルテの結果（70点以上であるもの）※一部撤去のみ ⑤ その他市長が必要と認めるもの | | |
| ● 補助金額確定通知書 受理 |  | ● 補助金額の確定 |
|  | | 補助金額確定通知書 |
| ● 補助金交付請求書 |  | ● 請求書受付 |
| ● 補助金 受領 |  | ● 補助金の交付 口座振込 |